

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八百津町長 金子 政則

市町村名 (市町村コード)	八百津町 (21505)
地域名 (地域内農業集落名)	潮南地域 (篠原、本郷、中、十日神楽、峯、下立)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月29日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

当地域は、町の山間地域に位置し、昭和50年から60年代に土地改良により圃場整備されたが、1区画の面積は比較的小さい地域である。農業と林業によって栄えてきたが、耕作者の約70%が70歳以上の高齢者で、後継者不足、担い手不足により、多くの耕作放棄地が発生し、一部では農用地への復旧が困難な状況がある。地域内には認定農業者や認定新規就農者はおらず、集積した農地の継承も課題となっている。篠原集落以外は農地が点在しており、営農利用されていない農地が多く、耕作放棄地が増加している。地域内の中心となる経営体を確保することが必要であるが、鳥獣による被害も甚大で、耕作意欲の低下により、今後の地域農業の継続・農地管理が懸念されている。

地域内の主な農作物は、水稻、露地野菜である。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

後継者不足などによる担い手不足が課題であるため、新たな担い手が必要となってくる。新たな担い手と期待できる移住者の就農など、多様な経営体が参入できるように支援する。

地域内には地域住民が主催する直売所があり、農産物の販路が確保しやすいという利点がある。地元農家が自分で耕作した農作物を販売しているが、多くは高齢者であるため、今後、多様な農業者が参加できるよう支援する。

現在は、中山間地域等直接支払制度により耕作放棄地対策を行っているが、今後は、地域の新たな担い手の確保・育成を図り、遊休農地の解消に繋げていく。

潮南地域は高原地帯であり、西部地区と比較して高温障害のリスクが低い。篠原集落では近年でも優良な米を生産できているため、栽培を継続し、ブランド化による単価・所得を向上し、儲かる農業を推進したい。小規模農家の露地野菜についても同様に、直売所等へ継続して出荷している状況があるため、観光と併せ、それらの農作物をPRし、販売量を向上させたい。また、近隣市町で高温障害により栽培が困難となっている作物の圃場として、法人へPR・誘致を進める。

山林周辺の農地では、獣害対策も考慮し農地の荒廃を防ぐ作物を検討していく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	15.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	15.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内にある農用地等で、農業上の利用が行われる区域。
--------------------------------

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>現在の担い手の耕作意欲の維持・向上のため、JAや県・町が一体となり、生産能力の向上、販路拡大、各種補助事業の活用等のサポートを実施する。また新たな担い手の確保のため、県・JA等の就農相談窓口との情報交換を積極的に実施する。就農希望者が現れた際には、農業委員会や集落の代表者が中心となり、地域の実情に応じた相談を行い、よりスムーズに就農できる態勢を整える。協議の場においては、担い手不在農地への位置付けや、作業効率向上のための農地の交換を目指し、担い手同士の積極的な話し合い・情報交換を行う。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理事業の活用により、担い手の事務負担が少ない貸借を目指す。中間管理事業の活用により利用可能となる遊休農地解消緊急対策事業や機構集積協力金、町の集積化支援補助金を活用し、担い手の支援・集約化を図る。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>営農継続のための農業用排水路や農道の整備改良などを国や県の補助金等を活用して行っていく。大区画が可能な地域での基盤整備を実施し、作業の効率化、就農希望者にとって魅力的な地域を作る。また、基盤整備は地元負担の極力ない形での実施を目指す。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>JA、可茂農林事務所、農業委員会等が連携しながら、地域内外から多様な経営体を募集し、相談から定着まで切れ目のない取組を展開する。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>特に建設事業者において、研修等により農業用機械の操作技術を向上し、幅広い農作業に対応できるようにすると共に、地域の担い手と交流を重ねて気候・土質等の地域性を理解して作業を行えるよう、関係機関が協力し、今後の取組みに向けて検討していく。</p>

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/>	⑩その他

### 【選択した上記の取組方針】

中山間地域等直接支払制度等を利用しながら、耕作されない農地を保全・管理していき、公的捕獲や広域の獣害防護柵の設置による鳥獣被害対策を行い、地域内での耕作意欲低下を防ぐ。

劣化した用排水路の補修を実施する。

ドローンやリモコン草刈り機等のスマート農業技術の活用により、農作業の負担軽減を目指す。